

広川町農業委員会

第4回総会議事録

令和2年11月9日

広川町農業委員会第4回総会議事録

令和2年11月9日広川町農業委員会第4回総会が広川町役場3階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項2 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第3号 非農地証明に関する件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	欠	弓削 和幸
2	重野 秀夫	欠	船越 誠治
欠	鹿田 勝師	10	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
5	丸山 和幸	欠	中島 和彦
欠	馬場 啓介	13	牛島 信二
欠	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 井上 周亮 書記 田中 和弘

事務局長 みなさん、こんにちは。第4回、令和2年11月総会の開始にあたり古賀会長代

理のごあいさつをお願いします。

会長代理 あいさつ

事務局長 ありがとうございます。続きまして係長（事務局）から報告させます。

事務局 こんにちは、11月の総会にあたり報告します。

本日は、農業委員 14名の出席がっております。

広川町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数の過半数を満たしておりますので総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員7名の出席がっております。

新型コロナウイルス感染防止対策により議案に関係がある委員のみ出席となります。

議長は、広川町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 会長あいさつ

季節のあいさつ

本日は、報告事項2件、議案4件です。

慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします

次に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番丸山 敬二郎 委員さん9番山崎 義史 委員さんを指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員全員 異議なしの声あり

議長 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知について 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 水原 字 雨降 1筆 （借受人：■■■■）（貸付人：■■■■）
理由 耕作者の都合によるもの。

議長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

5番 丸山 敬二郎 農業委員 作付けされているものは何ですか。

事務局 申請書ではその記載はありません。

11番 野田 光浩 農業委員 利用権設定の始まりはいつですか。

事務局 今年の6月からです。ほとんど耕作されないままです。

1番 中村 和浩 農業委員 申請地は、ぶどうを栽培されていたと思います。借受人がけがをされて耕作できなくなったために返還されます。

10番 稲員 雅史 農業委員 返還後の土地はどうなりますか。

古賀会長代理 貸付人の息子さんは、■■■■さんですね、でしたら、ブドウ農家ですから

農地の管理の問題はないですね。

議長 他にありませんか。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら次に進みます。 報告事項2 使用貸借権を設定した農地の返還通知について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 水原 字 梅之木 1筆 (借受人:■■■■)(譲渡人:■■■■) 理由 所有者の都合によるもの。

議長 事務局の説明が終わりましたので、この件について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長 無いようでしたら次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 広川 字 大塚 2筆 譲受人:■■■■、譲渡人:■■■■、■■■■ 契約の種類 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田 隆文 推進委員 申請地の位置説明 以前から竹林として管理していたので問題ないと判断しました。 ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田 光浩 農業委員 場所をもう一度教えてください。

10番 野田 隆文 推進委員 説明

議長 他にありませんか。

全 員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位2事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 広川 字 有水山 1筆 譲渡人:■■■■、譲渡人:■■■■ (死亡)相続人 ■■■■、■■■■、■■■■ 契約の種類 使用貸借。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1 1 番 山下 淳 推進委員 位置説明と譲受人の説明 ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位 2 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位 3 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 3 藤田 字 天神浦ノ一 2 筆 譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■
■■■■ 契約の種類 贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1 3 番 牛島 信二 推進委員
関係者の説明、ご審議よろしく申し上げます。

議 長
担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。順位 3 について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について 順位 1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位 1 水原 字 具見川 1 筆、字 南岩屋谷 2 筆 譲受人：■■■■、
譲渡人：■■■■ 「使用貸借 動物小屋用地（追認）」

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1 番 田中 秀典 推進委員 位置と現在の利用状況説明、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

2 番 中村 正明 農業委員 犬の飼育は営利目的ですか。ボランティアのようなものですか。

事務局 保護活動です。営利目的ではありません。犬・鳥の数を報告。

5 番 丸山 敬二郎 農業委員 犬の糞などの排泄物の処理はどうされていますか。

事務局 申請者が適切に処理されると思います。

10番 稲員 雅史 農業委員 犬小屋や鳥小屋の敷地で申請面積が必要なのでしょうか。

事務局 施設の配置で現在の申請になっております。

3番 山村 佳代子 農業委員 沢山の大型犬もいるようですが周囲に柵はありますか。

事務局 柵はありません。大型犬は大きな檻で飼育されています。

3番 山村 佳代子 農業委員 大型犬は、まったく外に出さないままですか。

事務局 申請人の友人が来て散歩をさせていると聞いています。

2番 中村 正明 農業委員 許可後の話ですが、申請者が次の世代に変わった時に放置されないように指導をお願いします。

5番 丸山 敬二郎 農業委員 飼育や保護に関する資格などは必要ですか。

事務局 個人でされており業として行っていないので資格は無いと思われま

11番 野田 光浩 農業委員 申請地の横、西側は造成されていますがそこはどのようになっていますか。

事務局 この場所は2つの案件があり、この申請と申請地の隣接した所になります。隣接地は現在、申請者と協議を進めており申請の準備をされております。

10番 野田 隆文 推進委員 申請内容で転用された土地が以降に使用内容が変更する時は、また申請が必要になりますか。

事務局 申請事業が完了した時に農地で無くなるので、農業委員会が管理する農地で無くなります。新たに申請する事はありません。

11番 野田 光浩 農業委員 架空の話ですが、この土地と隣接の土地が転用許可された後に産業廃棄物の処理になるとすれば、その許可などはどうなりますか

事務局 今回の申請は転用して犬小屋などですが、隣接地は盛土の後は農地としての使用と考えてありますので、そのような事は無いと思われま

8番 鐘ヶ江 百合子 農業委員 この申請者は、不動産業を営んでありますが、追認をするような案件を知らなかったと言われることは、どのようなものですか。

事務局 顛末書には、違反転用であったと認識していなかったとありました。

議長 他にありませんか。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めま

委員 賛成多数。

議長 賛成多数で認める事とします。次に進みます。 順位2 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 日吉 字 大野 1 筆 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■
「売買 露天駐車場用地」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5 番 丸山 和幸 推進委員 位置の説明など ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

4 番 梅本 康孝 農業委員 申請地の現在の作付けは何ですか。

事務局 永い間、不作付けでした。

議長 他にありませんか。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位3 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位3 藤田 字 天神浦ノ二 1 筆 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■
■■■■ 「売買 一般住宅用地」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1 3 番 牛島 信二 推進委員 位置説明、現状の説明。水利承諾もあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 順位4 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位4 藤田 字 湯納楚ノ一 1筆 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■
■■■■ 「売買 共同住宅（1棟10戸）」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

13番 牛島 信二 推進委員 位置と現況を説明 ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

4番 山村 佳代子 農業委員 申請地は、周囲が久留米市ですが、申請地に住む場合は、広川町になるのですか。小学校区はどこになりますか。

事務局長 広川町住人になります。小学校区は、中広川小学校です。

議長 他にありませんか。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 議案第3号 非農地証明に関する件 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 水原 字 中島谷 1筆、高山 1筆 申請者 ■■■■ ■■■■ 「現況が山林のため農地ではないことの証明願」

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

2番 重野 秀夫 推進委員 昔、みかん畑として開墾しましたが、40年前頃から耕作されておらず、山林の状態です。 ご審議よろしくをお願いします。

議長

担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全員 質問なし。

議長 無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。次に進みます。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認の件について 事務局の説明をお願いします。

事務局

説明 利用権設定1件、農地中間管理事業 利用権設定2件、所有権移転2件

議長 事務局の説明が終わりました。この件に質問意見等があればお願いします。

全 員 質問なし。

議 長 無いようでしたら採決に移ります。この件について異議が無い方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で異議が無かった旨を町長にこの旨を報告します。

以上で審議は終わりました。

会長代理 古賀 秀之

以上をもちまして、農業委員会総会を終了します。ありがとうございました。